

令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 事業趣旨

松本市の外国人宿泊者数は令和元年187,959人泊、令和5年232,780人泊、令和6年324,483人泊と順調に増加している。しかし、松本市観光ビジョンに示したとおり、冬季の来訪が少ないことが課題となっている。

本事業は、松本市外国人宿泊者数上位の台湾及びタイを中心に、特に冬季の来訪と、市内での周遊や宿泊を促し消費額を増加させるため、広告宣伝や旅行博出展等のプロモーションを実施するもの。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務概要

業務名称

令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務

業務内容

別紙「令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務」のとおり

4 業務委託料上限額

15,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 企画提案を求める内容

事業理解度

松本市及び国内外におけるインバウンドの動向や、松本市観光ビジョンと本事業の位置付けを十分理解したうえで、提案すること。

広告宣伝

ア プロモーション内容、手法、メインターゲット等を検討する上で必要となる、台湾及びタイ市場の海外旅行動向、訪日旅行需要、松本市のインバウンド状況等について分析し、分析結果を示すこと。

イ 上記ア及び、松本市で実施した令和6年度動向調査の結果や統計調査の結果からメインターゲットとすべき属性（年齢、性別、旅行形態）等を示すこと。なお、松本市観光ビジョン、統計情報、動向調査結果は松本市の公式サイトへ掲載済み。

➤ <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/76/>

ウ 下記の項目等を盛り込んだ具体的な冬季プロモーションの内容及び手法を示すこと。また、内容及び手法がターゲットに響くと見込む理由も併せて示すこと。なお、

台湾とタイでは市場特性が異なることから、それぞれに適した内容を提案すること。

(ア) 発信する具体的な内容、コンテンツ、情報

(イ) プロモーションで使用する具体的な媒体、手法、期間

(ウ) クリエイティブを制作する場合はそのデザイン

エ インプレッション数やリーチ数など、具体的な目標値を設定し、具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

旅行博出展

ア 松本市の歴史、文化、自然、冬季の魅力を感じられ、松本市への来訪意欲の向上を図るブースデザインを提案すること。また、松本市へのアクセスや市内の移動方法等、実際の訪問に役立つ情報も含めること。

イ アンケートの回収率を上げ、松本市への興味関心を引くブース内での具体的なアトラクションと、アンケート回答者へのノベルティデザイン、個数等を提案すること。

ウ ブース内で配布するチラシの案を台湾及びタイそれぞれの市場特性合わせて提案すること。

特集記事作成

ア 英語圏向けとアジア圏向けで異なる特集記事の内容を、それを選んだ理由と共に提案すること。

イ 記事の内容は冬季に特化する必要はなく、松本市を訪れる外国人旅行者に必要と思われる情報から選ぶこと。なお、英語圏向けとアジア圏向けで共通する事柄については同内容でも良い。

その他

ア 業務のスケジュール及び執行体制等について、打ち合わせの回数や内容等も含めて具体的に提案すること。

イ 過去の類似業務の実績及び執行体制を示すこと。

ウ 専門用語には、専門知識の無い者にも分かるよう簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。

エ 本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。

公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。

国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。

松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

日程

ア 企画提案の公募開始	令和7年5月13日(火)
イ 質問書の提出期限	令和7年5月19日(月)正午まで
ウ 質問書に対する回答	令和7年5月20日(火)
エ 参加表明書提出期限	令和7年5月27日(火)正午まで
オ 参加資格審査及び結果通知	令和7年5月28日(水)
カ 企画提案書提出期限	令和7年6月17日(火)正午まで
キ 一次審査結果通知	令和7年6月25日(水)
ク プレゼンテーション審査	令和7年7月2日(水)

予定が変更する場合があります。

参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和6年度の松本市入札参加資格(令和6年6月1日～令和7年5月31日)を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書(様式4)

イ 誓約書(様式5)

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書(提出日から3カ月以内のもの、コピー可)

オ 国税の納税証明書(提出日から3カ月以内のもの、コピー可)

未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書(提出日から3カ月以内のもの、コピー可)

松本市内に事業所を有する場合のみ

キ 財務諸表(提出日から直近のもの)

ク 印鑑証明書(提出日から3カ月以内のもの、コピー可)

印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届(様式8)を提出すること。

質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書(様式7)に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。なお、メールのタイトルは「(団体名)令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務質問書」とする。

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数(イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部)及びPDF形式の電子媒体(CD又はDVD)1部を提出すること。

なお、エ見積書の内訳書及びオ業務実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書(様式1)

イ 企画提案書(A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記)

ウ 本業務に関する提案見積書(様式2)

エ 上記ウの内訳書(様式任意)

オ 業務実施スケジュール(様式任意)

カ 業務協力予定書(様式3)

共同提案を予定している場合のみ

その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

カ 審査の公正を期すため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

キ 企画提案書内に、8 評価項目がどのページに該当するかを記載すること。

8 選定方法

「令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者(契約候補者)を選定する。

評価項目及び内容

ア 技術評価(900点満点)

評価項目		評価内容	配点
1	事業理解度	松本市及び国内外におけるインバウンドの動向や、松本市観光ビジョンと本事業の位置付けを十分理解し、分析したうえで、提案しているか。	50
2	広告宣伝 (計300点)	分析結果をもとに台湾及びタイそれぞれのメインターゲットとすべき属性(年齢、性別、旅行形態)等を示しているか。	100
		発信する内容、コンテンツ、媒体、回数、クリエイティブ等、具体的な広告宣伝の内容及び手法を、台湾及びタイそれぞれの特性に合わせて提案しているか。	150
		インプレッション数やリーチ数など、具体的な目標値を設定し、具体的な測定方法、測定時期を示しているか。	50
3	旅行博出展 (計300点)	松本市の歴史・文化・自然・冬季の魅力を感じられ、アクセスや市内の移動方法等、実際の訪問に役立つ情報が分かり、来訪意欲の向上を図ることができるブースデザインを提案しているか。	100
		アンケートの回収率を上げ松本市へ興味関心を引く具体的な手法と、アンケート回答者へのノベルティデザイン、個数等を提案しているか。	100
		ブース内で配布するチラシの案を、台湾及びタイそれぞれの特性に合わせて提案しているか。	100
4	特集記事作成 (150点)	英語圏向けとアジア圏向けで異なる内容の特集記事の内容を、それを選んだ理由と共に提案しているか。また、その内容が魅力的なものになっているか。	150
5	業務遂行能力	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。また、事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか。	50
6	その他	本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える事柄がある場合に、提案しているか。	50

イ 価格評価(100点満点)

評価内容	評価点
(最低提案見積額 / 当該提案見積額) × 100点	100

参加資格の確認

ア 「6 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

書面審査

ア 提案者が4者以上の場合、書面審査を実施する場合がある。なお、書面審査は提出書類に基づき、「8 評価項目及び内容」に従い評価を行う。

プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約30分(提案説明20分、質疑応答10分)を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

オ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

ク 審査は松本市での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき

提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

審査の公平性を害する行為があった場合

見積額が、業務委託料上限額を超えた場合

その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

1 0 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

1 1 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

1 2 企画提案の著作権等に関する事項

企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1 3 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。

1 4 問合せ先

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 市江

住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所5階

T E L 0263-34-8307

F A X 0263-34-3049

メール kankou@city.matsumoto.lg.jp